

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(3)

2. 日時

令和5年3月7日(火) 10時30分~11時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所担当部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	録音を開始しました。
0:00:04	本日のヒアリングでは申請書等の中身について確認をしていきたいと。改めて確認をしていきたいと思いますので規制庁側から確認に対して
0:00:15	原子燃料工業熊取さんから回答いただければと思っております。また、
0:00:20	終わりにはヒアリングじゃなくて審査会合のですね、
0:00:25	手続きについて確認を取っていききたいと思っております。よろしく願いいたします。
0:00:30	では、
0:00:31	お願いします。
0:00:32	規制庁の鈴木です。
0:00:36	設工認、第5次の
0:00:39	1533 ページの、
0:00:42	を開いていただけますか。
0:00:49	はい。少々お待ちください。はい。
0:02:30	大変お待たせいたしました 1533 ページでございます。
0:02:34	はい。
0:02:39	左側の方に、
0:02:42	マルってか、丸が書いてあるところの辺、
0:02:46	辺りの、
0:02:48	建物その辺に、二つ今カーソルで示さしてもらってるところはありまして、
0:02:54	これ前回の、
0:02:57	お話ですと、
0:02:59	衛藤。
0:03:01	保安規定の方の 80、
0:03:03	申請書の 89 ですとか 90 ページ辺りですかねそこでは建物が一つにしか見えないっていう話でしたけど、これ、
0:03:13	この二つを一つとして表記してるっていう回答だったと思うんですけども。
0:03:20	そこまではよろしいでしょうか。
0:03:25	はい原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りになります。
0:03:32	これ主要な建物っていうことで、そのそごがあるんじゃないかと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:37	図自体にまず、平仄が合っていない。何をしようとしてるかっていうのがあってないっていうのも、あると考えてるんですけども。
0:03:47	それプラスちょっとまたすみません時間かかって申し訳ないけど、許可の方の、
0:03:55	5-164 ページ開いていただけますか。
0:04:17	はい。
0:04:19	その下の方の図で、
0:04:22	こちらの、
0:04:25	外部火災の評価の時、
0:04:28	要は
0:04:31	爆発元としていろいろ、
0:04:33	考慮したものがあると思うんですけど、
0:04:37	高圧ガス貯蔵施設ですとかボンベ置き場ですとか、等、
0:04:42	発電用発電機用重油タンクですとかあと危険物少量保管、
0:04:47	所ってあると思うんですけど、この辺が
0:04:53	衛藤。
0:04:54	現行の保安規定の方で市が、
0:04:59	判断できないっていう理解なんですけども。
0:05:03	あと、貯蔵量ですね、それらの貯蔵量ですとか種類と違って外部評価外部火災評価の時に必要だと思っててそれを担保してますっていうことが必要だと思ってるんですけども。
0:05:18	建物の位置ですとか、
0:05:21	貯蔵しているものですか、
0:05:23	量が今の保安規定に、
0:05:26	読み取れないっていう。
0:05:29	理解なんですけどそこはよろしいでしょうか。
0:05:34	はい。
0:05:36	白岩甲府工業フジワラです。そうですね現行の保安規定の、今我々申請させていただいているものにつきましては、
0:05:45	そこまではちょっと今のところ記載はされていないという状況でございます。
0:05:52	わかりました。
0:05:55	あと、
0:05:57	前回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:58	ついでに
0:06:00	100、
0:06:02	65 ページですかね 565 ページですね、次のページですね。
0:06:08	その上、
0:06:10	165 ですね。
0:06:12	この上のほうの図で、
0:06:15	これ許可の時の
0:06:20	燃料の運搬車両の走行ルートですけどこれを今回、
0:06:25	設工認の方で、
0:06:28	変えてるっていうことですよ
0:06:32	ページが、
0:06:40	設工認の方、第 5 次設工認の方の 2678 ページ。
0:06:48	もう開いていただけますか。
0:06:54	今回
0:06:56	許可から
0:06:59	変わってるところがあると思うんですけども、
0:07:02	走行ルートですね前回のヒアリングですと、
0:07:06	走行ルートんは定めていませんっていう
0:07:11	回答だったと思うんですけども、
0:07:13	積載しているものの、
0:07:16	種類ですとか量も定めてないとか、今の保安規定から読み取れないっていう理解なんですけど私はそれでよろしいでしょうか。
0:07:28	はい
0:07:29	離隔距離とかをですね開けて運搬し、するということはですね、保安規定で
0:07:40	確認はして、記載は、
0:07:43	ちょっと奥町長。
0:07:47	失礼しました。
0:07:48	そういう距離とかを定めてですね運搬する運用するというのを保安規定に定めてるんですがその図、図 2 まで示してですね、ルートとか、
0:08:00	塗料そちらはですね怪文書のものだと我々認識していたところでございます、そちらの方で定めるところと考えております。
0:08:11	規制庁の鈴木です前回のヒアリングする会文書でもちょっと定めてないっていうか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	そういう話だったと思ってるんですけどルートに関しまして、
0:08:26	少々お待ちください。注射注射打ちですとか、
0:08:38	原子炉工業フジワラでございます。
0:08:42	資料2まではですねそこまで示し切れていないので、今後資料の方をですねきちっと見直して、策定しさせていただきたいと考えているところ でして、
0:08:53	はい。少なくとも燃料輸送車両のルートですとか、
0:08:59	積載のする物の種類ですとか量ってというのが
0:09:05	要は外部火災評価で持ち爆発元の評価で
0:09:10	用いたものが、
0:09:13	保安規定、現行で読み取れないっていう。
0:09:15	ことでよろしいってことですかね。
0:09:18	今後資料で説明されるっていうことですけど。そうですね。今日、今の 資料では、
0:09:25	まず保安規定の申請書にはそういうルート、
0:09:30	具体的なルートII、あと量は1、そういったものは、今んところ示して おりませんし、
0:09:37	あと資料の方でもですね、社内文書では定めているところなんですけどそ こまではまだ、お渡ししてる資料では、
0:09:47	示し切れていないというのが現状でございます。はい。
0:09:52	わかりました。下部規定を見ればわかる。
0:09:58	わかりましたありがとうございます。
0:10:02	次の確認なんですけども、
0:10:06	すいません、規制庁ウツミちょっと今の関連で2点ほど確認したんすけ ど、いいですか。
0:10:12	お願いします。
0:10:13	はい。すいません最初にスズキから出していただいた施工人の図を出し ていただきたいんですけど確か1533ページだったと思うんですけど、
0:10:28	それですね、結局この、左側の丸の下にある二つの建物っていうのは両 方合わせて
0:10:36	第一位、
0:10:37	高圧ガス貯蔵施設なのかそれとも右のこの建物は、何か別の建物がくっ ついているのか、そこら辺は実際のところどうなっちゃう。
0:10:49	藤原でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:51	えっとですね
0:10:53	0 っていうのがこれは水槽ですね防火用水槽があってその隣にこの上の
0:11:00	上っていうか左上の四角これはタンクを、の位置を示します、アンモニアタンクですね、アンモニアタンクからですねこれを聞かして送るための、
0:11:10	そういった機器ですねタンクから取り出して送るための機器っていうのがここにある、この三つ並んでるのが、
0:11:21	ガス、このアンモニア以外のガスボンベを示しています。
0:11:27	ちょっと設工認ではですねかなり他のずーも含めて、詳細に書いていてる方、ところでですねこういった場になって、現状の保安規定の図より、
0:11:39	詳しいものになってる状況です。以上です。
0:11:44	規制庁詰め了解です。そうすると、爆発限定、許可上だと第1 高圧ガス貯蔵施設と音量規模が1 から3 だったと思うんですけど、現状の
0:11:55	保安規定上、爆発減で記載が、
0:11:59	見られないっていうのはボンベ置き場が三つ、
0:12:02	やって、
0:12:03	第1 高圧ガス貯蔵施設があるっていう、そういう整理っていう
0:12:08	形でよろしいですか。
0:12:10	次、
0:12:11	爆破通元もですね、ちょっとここ、ここはあくまでも建物の主な配置ということでまあ、あと敷地境界とかそういったものを載せてるとした図でございまして、
0:12:24	実際はですねあとボンベ置き場っていうのは何ヶ所かあって例えばこういった部分とですねこの建物の左側ですね。
0:12:32	あとは、これ学校施設じゃなくて実験設備なんですけどこちらとかですね、あと、あとそれと、ここは
0:12:42	ガス、アンモニアのタンクがありますのでそこでちょっと、
0:12:49	ボンベ庫はここでは示しておりますが、こういったものが、
0:12:54	3ヶ所と我々あり、
0:12:57	という状況でございます。ただ、あくまでもこの構造物として建っているものだけをうまくこの図では示しているところでございます。
0:13:06	以上です。
0:13:07	規制庁大津です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:09	そうすると、ちなみになんですが、ボンベ置き場（1）っていうのは、
0:13:14	この現状図に示されてるこの建物の下辺りのところなのかそれとも、例えばこの図のところには何もないっていう
0:13:24	全然その建物とか、隣接してない場所に本病気ばこっちっていうのはある。
0:13:35	すいません原子燃料工業カキノキでございます。
0:13:38	ボンベ置き場、123 でございますけれども、ボンベ置き場 1 はですね先ほど申しあげました第 1 高圧ガス貯蔵棟の下側にですね
0:13:49	四角いとか三つちっちゃい近く三つあるこの場所辺りにございます。
0:13:55	それがボンベ置き場っていうのがこの A と。
0:13:59	ダイイチサポートの左の、先ほど申しあげました実験設備の建物、
0:14:04	の辺りにございます。本秋葉さんは、土佐
0:14:09	隣接事業所の境界辺りですね、
0:14:13	第 1 高圧ガス貯蔵施設のこの四角からの左下ぐらいにございます。
0:14:18	外部火災評価で使っている、爆発元としてのボンベ置き場の三つは以上の場所でございます。以上です。
0:14:27	規制庁大津です。了解ありがとうございます。ちょっと 2 点目、ささいな確認ですけども
0:14:34	火災外部火災時の火災元としては、重油タンクとかがあったと思うんですけど、そこら辺の火災元についてもさっきの爆発と同じで、下部規定には何か何かしら位置とかあと貯蔵量とかは、
0:14:48	定まって管理、その内数で管理されてるっていう認識でよろしいですか。
0:14:53	原子炉の工業フジワラです。ご理解の通りでございます。そういう火災元もすべて示しております。
0:15:04	以上になります。
0:15:05	規制庁安岡さんがございますが、以上です。
0:15:13	では、規制庁の鈴木です。
0:15:15	次に、の確認に、
0:15:17	ずらし移ります。
0:15:21	次
0:15:22	管理区域の、
0:15:24	区分の話なんですけども、
0:15:30	申請書の方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:33	ページで言いますと、
0:15:37	91 ページですかね。
0:15:39	申請書の、
0:15:48	それをちょっと用意していただけますか。
0:16:00	ここに第 2、
0:16:03	加工等の、
0:16:06	各フロアですかねあって前回のヒアリングでは、
0:16:14	設工認ですとか許可と
0:16:18	管理区域の区分が、
0:16:20	ちょっと、
0:16:21	違ってるとじゃないんでしょうかって言って 3 階のところだけについて 例示して、
0:16:27	説明させていただいたんですけども、確認させていただいたんですけども。
0:16:34	今回
0:16:36	念のためお伝えしますとこちらとしては
0:16:40	全部のフロアですかね、1 階から、
0:16:44	123
0:16:47	あと 4 回、
0:16:49	と。
0:16:50	中に 2 回、週 2 回とそれも、
0:16:54	すべて誤りがあるっていう認識なんですけども、
0:16:59	そこの辺は、
0:17:02	御社の方でも、
0:17:04	同じ理解でよろしいでしょうか。
0:17:09	原子力行為をフジワラでございます。
0:17:12	紙先日もちょっとお伝えしましたようにですね、もともとちょっと保安 規定の管理区域図のちょっとメッシュとですね、今回設工認自体は、今 後、新規性でかなり細かい、
0:17:25	メッシュで、管理区域の図、建物構造に合わせてですねお示ししてま すので、先日ご指摘いただいた三階だけじゃなくてですね、
0:17:35	当然 1 階 2 階もですねそういう差異はございますので、適切に建物全体 で見直したいと思っているところでございます。
0:17:45	規制庁の鈴木です 3 階以外の細かい、この

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:51	今野間違え都丸箇所についてはまだ、
0:17:55	確認はされてないってことですか。
0:18:01	原子燃料工業フジワラです。すいません。ここのですね、ところ。
0:18:07	特にここが違うというのところまでまだちょっと確認はしてませんが、
0:18:13	当然ちょっと建物の壁の線の引き方なんかもですね詳細のものと、
0:18:20	若干、この図自体、少し簡略化したところがございますので、そういったところも含めて、
0:18:28	要は設工認のⅠⅠに見直しさせていただくということになるかと思えます。以上です。
0:18:44	では
0:18:45	第4次設工認の330ページとか第5次の2976棟、
0:18:52	合わせていただくってということだと思んですけども、
0:18:58	念のためお伝えしておいた方がよろしいですか早く、早く事例になりますけど、
0:19:05	どこが違ってますってところ。
0:19:07	違ってると考えられます燃料工業でございます。よろしくお願いたします。では、
0:19:13	1階のところを見ていただけますか。
0:19:16	第2加工と1階の、
0:19:21	この15番っていう、
0:19:25	部屋が、
0:19:26	あると思えますけども、
0:19:29	ちょっと部屋番号15の部屋割りが設工認図面と異なってまして、部屋番号15の部屋のうち、
0:19:38	部屋番号14の部屋の、
0:19:41	左側の区域の上部分が、
0:19:48	その辺ですね。
0:19:51	今、ちょっとカーソルがずれましたけど、その辺、
0:19:55	そのちょっと右ぐらいですかね。
0:19:57	その線の、
0:20:00	さらに上ぐらいです。さらに右ぐらい、
0:20:06	ところです。ちょっと違いますけど、
0:20:13	あそこが設工認だと。
0:20:16	大にして保安寺田一次っていう区画が、その辺、14の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	あの辺りの上ぐらいですか、15番、15の辺りにあります。
0:20:29	カーソルを今ちょっともうちょっと右いってもらっていいですか、ちょっと見に行ってもらって、もうちょっと下ですね、ちょっと下。
0:20:35	その辺ですね、その辺の区画が、
0:20:38	ちょっと、
0:20:40	誤ってるんじゃないかってその辺ですね、それが第1回、1回のところ です。
0:20:46	よろしいですか。
0:20:49	二階に行ってもよろしいでしょうか。
0:20:53	はい、原子炉工業フジワラです。よろしくお願いします。
0:20:57	1階の方ですけども、
0:21:00	部屋番号18の部屋の外の部分について、合わせ中2か4でましたすい ません。
0:21:08	部屋番号21の、
0:21:10	右側の階段についてですけども、
0:21:16	やりました。
0:21:18	21の右ってことなので、要は
0:21:22	その辺ですね階段の上の方ですね、21と階段の間の辺ですね。
0:21:29	その辺が設工認だと。
0:21:33	一次で保安規定だと二次になってますと。
0:21:36	ということです。
0:21:37	よろしいですか。その辺のちょっと、
0:21:39	階段の、
0:21:41	変ですかね。
0:21:45	原子炉工業フジワラです。階段につきましてですねこの我々一種と2 周、ちょっと何て言うんすかね。
0:21:55	互い違いになってるところがあってですね、ちょっと素行の断面の切り 方でちょっと若干変わっててですねこれも
0:22:03	我々の方でちょっと図面図面でちょっと違ってる部分あるので、それは 統一したいと思ってるところでございます。どうも失礼しました。階段 が斜線が引いてあったりなかったりとかっていう、ちょっとわかりづら い。
0:22:16	ところもありますので、
0:22:19	よろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:22	はい、承知しました。
0:22:24	3回でよろしいですかね。
0:22:28	3回ですけども。
0:22:35	20、
0:22:37	ちょっと待ってください。26、浜川 26 の二つ目の階段の右側の方ですね。
0:22:45	二つの階段。
0:22:52	ごめんなさい。26 の、
0:22:55	二つ絵の右側の領域のところですか。
0:22:58	もうちょっと上でそこら辺ですね。
0:23:01	もうちょっと左ですね。
0:23:04	左っていうか
0:23:06	カーソルをもうちょっと上です。
0:23:09	その辺もうちょっと下です。その辺もちょっと下ぐらいのところですね。
0:23:14	その辺が
0:23:17	設工認だと第二次ですけど保安規定第 1 になっているのですとかあとのこの図の中にもう 2 ヶ所ぐらい、
0:23:23	設工認後第 2 次。
0:23:26	ファンタ第一次っていうところがありまして、
0:23:32	ちょっと説明が大変なんでまたあの、
0:23:35	はい。
0:23:44	29 っていうところの部屋の、
0:23:47	右側ぐらいに、
0:23:51	もうちょっと下ですね今カーソル農地としてはその辺に 2 ヶ所ぐらい
0:23:57	2 ヶ所第二次
0:23:59	説明第二次なってて、保安規定第 1 になってるところありますんでまた確認いただければと思います。
0:24:09	原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
0:24:13	あと 4 回ですけども、
0:24:23	この 37 の部屋の右下の辺りが設工認だと非管理区域ですけど、小分け第二次なってますよっていうことでもよろしいでしょうか。
0:24:37	はい。原子燃料工業です。承知いたしました。
0:24:40	あと、中 2 階ですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:43	衛藤。
0:24:45	まず
0:24:47	18の部屋とかの、今回、このグループ一周です一周っていうか、
0:24:54	今18の部屋の上とか、周りですかその辺全部今、
0:25:01	非管理区域になってると思うんですけど、白い白くてですね、それが
0:25:06	設工認ですと、第一次ですよっていう
0:25:10	ちょっと、
0:25:12	あと、
0:25:14	そこの階段中2階って書いてあるところの階段。
0:25:19	があってその
0:25:31	中2回って書いてあるところの、
0:25:34	階段の上の、
0:25:35	四角ありますよね斜線が変わってる場所。
0:25:40	もうちょっとそこですねその左ですね。
0:25:43	左側のそこですね。
0:25:45	そこが設工認だと第一次ですけどもこの点を大事になってますっていう。
0:25:51	ことが確認してるんですけども。
0:25:56	よろしいでしょうか
0:25:58	すべてのフロアで
0:26:02	誤りがあるんじゃないかという今お答えした通りですけども、
0:26:07	はい。原子力工業の藤原です
0:26:10	18の要綱はですねむしろ中二階というより1階側からの吹き抜けの部分でございまして、例えば今この中に書いて書いた文字の辺りも、これは
0:26:20	1階の部分でしてちょっと1階とですね、この中2階の部分がちょっと見分けがつきにくいような形になってますのでその辺も図を改めたいと思います。
0:26:32	以上になります。そうですね設工認の方。
0:26:37	合わしてもらえばいいかと、合わせるというか
0:26:40	そごがないようにわかるように
0:26:43	適切に管理区域の区分について、
0:26:47	定めていただければと思います。
0:26:52	よろしく申し上げます。
0:26:54	承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:57	続きまして、
0:27:05	先ほどのルート、
0:27:11	次ですけどね設工認、第5次の
0:27:15	3001 ページを開いていただけますか。
0:27:37	はい。
0:27:39	規制庁の鈴木です。
0:27:42	丸野あたりの、
0:27:45	長期にわたってってところの、
0:27:49	シーターですかね、その下の行で外部からの
0:27:56	外部からの
0:27:58	燃料供給がなくても、貯蔵した燃料学校、
0:28:02	貯蔵量、
0:28:03	00 リットル以上により、7日間以上安全機能を確保するために必要な整備が作動することができる。
0:28:10	ですとか、
0:28:11	あと、
0:28:15	下の下の下の三行ですかね上記に示す貯蔵量、括弧何とかリットルの以上の管理もこれらの、
0:28:23	措置については、保安規定に定めるというふうに、設工認じゃ書いてあるんですけども、
0:28:31	貯蔵量について今
0:28:35	記載が保安規定で確認できないんですけども、それはよろしいですか、そこ。
0:28:42	定めてない。
0:28:51	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:29:18	原子燃料工業の岡田です。
0:29:24	7日以上の
0:29:29	安全機能を確保するために必要な、
0:29:31	町長とるということにつきましては、保安規定の、
0:29:40	添付1のそ設計想定事象等の
0:29:45	発生時の、
0:29:47	に対する措置のその他のところに書いて、
0:29:51	おります。
0:29:52	その貯蔵、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:54	具体的な貯蔵量の方は、下部規定に定めると考えておりました。
0:30:04	下部規定には定められているってことですか。そうします。
0:30:09	今の、
0:30:10	保安規定ですとその、
0:30:12	ちょうど量のことについては読めないっていう。
0:30:15	理解ですけども、
0:30:17	よろしいでしょうか。
0:30:22	7日以上とかって書いてあるのはもちろん、
0:30:26	認識してはいるんですけども、
0:30:28	あくまでもこの量について、今読めない。
0:30:32	ですよっていう確認です。
0:30:36	原子燃料工業の岡です。はい。貯蔵量につきましては現状保安規定の方には具体的に定め、
0:30:45	記載はしておりません。
0:30:48	はい。
0:30:49	いいですか。
0:30:50	規制庁の沖です。今に、今の質問に重ねてなんですけど、
0:30:56	一応ここの記載の最後のところに保安規定に定めると書いていて今のご説明だと、下部規定に定めるということ。
0:31:05	というご説明だったと思うんですけど、そういう、
0:31:08	この保安規定に定めるというのは下部規定も含めてという理解ですか。
0:31:12	私達的には保安規定というと下部規定ではなくて保安規定に定めるということなのかなと思ったんですけども、そこはどのような考えでしょうか。
0:31:28	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:31:37	原子燃料工業の小原です。
0:31:41	と、この件に関しましては
0:31:47	管理ですねそういう燃料を備えるという管理の面を本規程に定めて貯蔵量については、下位文書の方で定めるという意味で設工認の方にもちょっと考えて、
0:32:01	そういう考えで書いておりました。
0:32:11	規制庁の鈴木です。今の、
0:32:14	書き方ですかね上記に示す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:17	貯蔵量の管理も含めって書いてあって、これを保安規定に定めるって書いてあるのでちょっと今の、
0:32:25	あの説明とちょっと、
0:32:28	違うかなと思うんですけども。
0:32:34	管理を保安規定して、はい、どうぞ。はい。
0:32:38	原子燃料工業の岡です。はい。
0:32:41	ちょうどその7日以上に関することと、
0:32:46	さらにそのも、節項の通り上記に示す貯蔵量につきましての管理につきましても、この規定の方へ見直したいと思います。
0:32:59	規制庁鈴木です。
0:33:01	はい。よろしくお願ひします。
0:33:10	規制庁の杉です私の方からもう1点確認させていただきますと、
0:33:19	申請書の前回
0:33:24	確認させてもらって後日回答ってことになってました。原爆回収装置の容量のことですけども、
0:33:34	その回答って、
0:33:36	いただけますでしょうか。
0:33:45	些末なところだと思うんですけども、
0:33:50	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
0:33:54	はい。
0:34:37	原子燃料工業の岡田です。はい。こっち、
0:34:43	こっちです第5次設工認の
0:34:47	そうですね。
0:34:50	109、91 ページに、そうですね。当該の研磨くず回収装置の仕様表がございます。はい。
0:35:00	そこにこちらの、
0:35:03	うちですね。
0:35:06	す。
0:35:08	上から、一般仕様の中にその他の性能というところがございまして、
0:35:19	はいはい。わかります。
0:35:22	そうですね。
0:35:25	上からの研磨くず回収装置の内容量約7リッターというものとですね。はい。その2段下に保有水量ということで、研磨くず回収釜と書いておりますところ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:39	約 0.014。
0:35:41	一本メートル。
0:35:43	これ、
0:35:45	=後、約 14 リットルなんですけれども、
0:35:49	保安規定に書いておりました数値はですね、
0:35:54	保有水量の方の、
0:35:56	0.014 立方メートルのところと、
0:36:03	のことで書いておまして、
0:36:08	プランを含む水ですね。
0:36:11	要は臨界評価し必要。
0:36:15	となる範囲にある水。
0:36:19	の量が重要にとるということで、本規定の方にもその値を書いていたというところが経緯でございます。
0:36:28	で、こちらの今回
0:36:32	大分設工認では改造する。
0:36:35	大井には当たっておりませんで、従前からの 114 リットルという範囲もですね変更はない。
0:36:46	状態ですので、本規定の方はそのまま従前通りの値を変えて、
0:36:54	書くことで、長く適切かと考えています。
0:37:01	規制庁の鈴木です。要は内容量と、
0:37:04	保有水量っていうのは、別のもので、今回 5 案件には
0:37:10	保有水量の書いてるっていう、
0:37:14	ことだと思ったんですけども
0:37:18	この内容量っていうのと、保有する、どう違うのかちょっと、もう一度簡単に説明いただけないでしょうか。
0:37:26	原子燃料工業の岡です。内容量っていうのはこれ、
0:37:31	従前もこの形で書いてるんですけども、今こそ回収措置中の毛馬戸数。
0:37:38	を回収する。
0:37:41	釜がございますもうその釜の中に入る。
0:37:44	どうかな、よう。
0:37:48	当館ですねそれを 7 リットルと呼んでおまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:52	その中だけで運転とかできませんので水の量も考えます。この水の量を考えますと、その周りの水も含まれているという理解を設計になってます。
0:38:08	わかりましたちょっとすいません。
0:38:11	勘違いしまして7リットルっていうのはごめんなさい回収装置の方のことで、回収の方が0、14リットルってことで、
0:38:21	買う側の方を書かれてるっていう。
0:38:25	ことですっていう。
0:38:27	説明だったということです。すいません。
0:38:32	それ、そういうことですね。はい。
0:38:42	規制庁の鈴木です私の方からは、現行では少々お待ちください。
0:38:50	あ、すみません、続けてください。失礼いたしました。
0:38:55	規制庁の沖です。衛藤。
0:38:58	続けて私の方から確認させていただこうと思います。
0:39:01	まず許可の方の内部火災影響評価のところを確認していきたいんですけども、ページで言うと、
0:39:10	P D Fのページでいうと508になるかなと思ってます。
0:39:17	通し番号でいうと、点、
0:39:19	個別。
0:39:21	し、
0:39:22	-26のところなんですけれども、
0:39:39	そうですね、すみません全然ページ番号リンクしてなかったですね。そうですこちらなんですけれども。
0:39:47	ここの表は
0:39:50	内部火災影響評価で衛藤。
0:39:54	等価時間の算定に可燃物量というのが、整理していてこれが
0:40:00	火災区画の評価に用いているものだと認識しておりまして、今回保安規定のところ、
0:40:07	可燃物の火災区画に持ち込む場合の管理が、
0:40:20	整理されていると。
0:40:22	これが添付、申請書の方ですね、本来保安規定変更認可申請書、
0:40:29	もし、
0:40:31	添付1の内部火災のところ、
0:40:44	添付1の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:46	手順書の整備、
0:40:52	手順書の整備の2ポツのところ、
0:41:03	加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合、
0:41:08	その管理に関することが書かれているかと思うんですけども、
0:41:13	許可で内部火災の影響評価で、可燃物量の
0:41:17	か、
0:41:19	評価をしている上でこちら保安規定のところ、その可燃物の持ち込みの管理をする上でこの量を記載すべきではないかと考えているんですけども下部規定も含めてということを考えてますけども、
0:41:33	参考資料1の一致を見ても、特段この辺の記載がないんですけど、この辺は
0:41:39	下部規定とかで整理されているんでしょうか。
0:41:51	支店の工業のカノメでございます。はい。ただいまご指摘あった部分ですけれども、
0:41:59	管理をしますということが本規程に定めておりました具体的にはどの区域がどのような、
0:42:10	可燃物量、
0:42:12	管理するかとか、その具体的な管理の方法というのは、下部規定に
0:42:19	定めていくと、いうことを考えております。
0:42:24	今の参考資料1の一井では書いてないという認識ですけどそういう理解でいいですね。
0:42:32	ケース遠藤工業の要でございます。はい。ただいま提出させていただいてる資料には、
0:42:39	具体的なその下部規定のそういった記載っていうのが読み取れるものではございませんので今後見直し等を考えたいと。
0:42:49	思っております。以上です。
0:42:51	はい、わかりました。
0:42:53	あと、2点確認したいと思います。これは前回の確認もしましたけれども、
0:43:02	幼虫欄料の測定器。
0:43:05	による、
0:43:06	裏の体内摂取の有無の確認できる。
0:43:10	ようにするための、
0:43:11	検査手順。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:12	に係る
0:43:15	内容について、衛藤。
0:43:18	保安規定のところ、
0:43:20	で読み込んでいるかというところに関しては、衛藤。
0:43:24	再度ちょっとご説明いただけないでしょうか。下部規定とかどこで
0:43:29	整理するものなのかというところをですね。
0:43:35	原子燃料工業のカノメでございます。
0:43:38	はい。ただいまご指摘あった別表を、
0:43:43	12日書いてある、幼虫欄、
0:43:48	この測定手順を、
0:43:49	について触れてますのでそれを受けて下部規定で具体的な、どのような測定をするかというのを記載、
0:43:59	下部規定で定めてございます。ただ、
0:44:03	先ほどの件もそうですけれども、資料、
0:44:10	私、ご提出、提出させていただいてます資料からはちょっと読み取れない状況ではございます。以上です。
0:44:20	はいすいませんちょっと同じことを聞いてしまって大変恐縮ですけどもそこははい。
0:44:25	よろしくお願いいたします。
0:44:26	あとこれも繰り返し椎野確認になってしまうんですけども
0:44:33	別表10のところろう絡みで衛藤。
0:44:38	排気孔の測定ダストモニター。
0:44:41	のところですね。
0:44:42	ここは
0:44:44	許可でいい。
0:44:45	前日も全く同じですけど、エアスニファとか、
0:44:49	可搬式ダストサンプラとか、そういうものが書いてある十河に関してはこれも今後、
0:44:56	壁のところ、
0:44:57	ではないんですけども、ここ、
0:45:00	保安規定中で明記するとか、その辺の手当をするっていう認識でよろしいですか。
0:45:10	原子燃料工業のカノメでございます。
0:45:13	はい。ご指摘のあったところにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:17	排気孔の測定にも、
0:45:20	エアスニファを用いて測定するということがありますそれについては下部規定での対応というよりはこちらの表の
0:45:30	見直しが必要かと考えております。
0:45:34	はい。
0:45:35	以上です。
0:45:36	わかりました。よろしくお願ひいたします。
0:45:40	その他規制庁側から確認したいことございますでしょうか。
0:45:45	規制庁の鈴木です。すいません
0:45:49	先ほどの研磨くず回収装置の
0:45:52	ことですが、
0:45:53	申請書の 158 ページ。
0:45:56	お願いします。
0:46:05	注 3 のところで
0:46:08	すいません研磨くず回収装置って書いてるんですけど、容量のところですね、これはもう、
0:46:15	研磨くず回収側になるってことですか。
0:46:23	原子燃料工業の後です。
0:46:26	この辺り、節項 2 の仕様表と整合とれるように、見直し、
0:46:33	えっと考えます。
0:46:36	はい、承知しました。
0:46:44	その他規制庁側から何かありますでしょうか。
0:46:56	規制庁の面ですけれども、
0:47:01	若山。
0:47:04	いわゆるやりとりの中で、例えば非常用発電設備の貯蔵量、
0:47:11	の設工認ではこういう記載になっていてっていうようなところなんですけれども、
0:47:18	何ていうんですか、過去こちらから言われたからやっぱり直しますっていうことではなくてですね。
0:47:24	全体を含めて許可だとか、設工認で運用管理で約束した事故が何なのかっていうこと、約束したところがあってもう一度考えていただいた上で、
0:47:39	それを現行の方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:44	それを守るようにですね、きちんと守れるように、運用するにあたって保安規定のように、
0:47:54	ここまで記載してあってですね、その上でその下部マニュアルの部分で、こういう記載になっているということをすくう踏まえると、きちんと守れる運用できるんですけどっていうようなところをきちんと考えていただいて定めていただければと思いますので、今後についてもそういうところをきちんと説明して、
0:48:12	いただければですね、我々の方も理解できるところは理解しますので、要するに
0:48:20	特に自分たちが運用できるということを約束するとした方、言ったことに対して運用できることが重要なので、そういう観点で考えていただければと思います。貯蔵量も含めてですね、
0:48:35	私の方からは以上です。
0:48:40	はい原子燃料工業フジワラで、ご指摘の点承知いたしました。
0:48:46	失礼しました。
0:48:47	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:48:51	長野です。はい。
0:48:54	確認事項じゃなくてもいいですか。はい。
0:49:01	今回の審査会合の時のですね、今、確認事項について確認してるんですけど、やり方として、今までであれば、審査会合で、逐一指摘受けたことに対して、一文イトウみたいな形で返してもらうような場を作って、
0:49:16	説明をいただいてたと思うんですけど、今回指摘するのは、記載不足についての1例を示しているというふうな認識ですので、
0:49:26	最終的には、今修正していただいている資料1-2であるとか1-1とか1-2、もしくは図面に関する資料ですね、こういうのも含めて、
0:49:36	全体を統括する説明資料で、返していただければ、個別に回答していただく必要ありませんのでその点だけよろしくお願いします。
0:49:48	はい。原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
0:49:56	はい、規制庁から他に何かありますでしょうか。
0:50:06	特になければ次のところで確認させていただきますけれども、江藤、審査会合の当日の動きというところ。
0:50:15	について確認させてもらいますけれども、当日はちょっと細かい話になりますけれども、朝、1時間前ですね9時半ぐらいから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	音声確認をしていきたいと思いますのでその辺の細かい調整はウツミさんとさせていただければと思っております。それであればと審査会合の時にはこちらから、
0:50:36	指摘する箇所をですね、開いていただきながら、ここですねという認識を図りながら進めていければと考えておりますので、そのご準備もお願いいたします。
0:50:52	原子燃料工業でございます。承知いたしました。はい。
0:50:57	では
0:50:59	簡単ではありますが、
0:51:01	以上かなと思っております。他に規制庁側から確認しておきたいことありますでしょうか審査会合の当日の。
0:51:13	熊取側から全体を通して何か質問ございますでしょうか。
0:51:18	原子燃料工業、内海でございます。当日共有させていただく資料についてお尋ねさせていただきます。
0:51:27	当日、画面に共有させていただくのは、弊社の申請書、
0:51:33	という認識で正しいでしょうか。
0:51:37	はい。
0:51:38	今回の申請書とかですねあとは他に必要なものは開いていただきたいなと思っております例えば、
0:51:45	許可とか設工認も必要であれば開いていただくのかなと思っております。
0:51:54	原子燃料工業ウツミでございます。承知いたしました。ありがとうございます。はい。よろしくお願いいたします。
0:52:00	では、
0:52:01	これで、
0:52:03	本日のヒアリングを終了させていただきたいと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。